

お知らせ なんたん



第50号(2の1)平成20年2月8日発行

今回のお知らせ内容

— 2の1枚目(緑色) —

- 【表】・京都府心身障害者扶養共済制度をご存じですか
- ・「在宅重度身体障害者介護者激励金」を支給します
- ・「未成年心身障害者年金」を支給します
- ・障害者自立支援医療特別対策事業制度のご案内
- 【裏】・八木・美山図書室蔵書点検に伴う休館のお知らせ
- ・市立図書館主催「文化講演会」のお知らせ
- ・「京都一斉ライト・ダウン」にご参加ください!!
- ・第2回「町家芸市」開催のご案内
- ・丹波自然運動公園「バターゴルフ大会」のお知らせ
- ・「生涯学習フェスタ・文化協会発表会」開催案内
- ・「創業・経営革新 無料個別相談」のご案内
- ・猫の手貸します「中小企業の生き残り戦略」講演会
- ・氷室の郷「5色のひし餅作り講習会」のお知らせ

— 2の2枚目(オレンジ色) —

- 【表】・住基カードが即日交付できるようになりました
- ・市営住宅入居者を募集します
- ・軽自動車の廃車や名義変更などの手続きはお早めに
- ・<そのべ地域版お知らせ>

京都府心身障害者扶養共済制度をご存じですか

「心身障害者扶養共済制度」とは、障がいのある方の保護者が、生存中に一定の掛け金を納める制度です。保護者が死亡・重度障がいとなった際、障がいのある方へ終身一定額の年金が給付されます。障がいのある方の生活の安定と福祉の向上を図り、将来に対し保護者の抱く不安を軽減することなどを目的としています。

●障がいのある方の範囲

次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる者(年齢は問いません)

- ①軽度以上の知的障がい ②身体障害者手帳1～3級を所持する者
- ③精神または身体に永続的な障がいがあり、①または②と同程度の障がいと認められる者(例えば、精神病、進行性筋萎縮(いしゅく)症、自閉症、難病など)

●加入できる保護者の要件

上記のいずれかに該当する障がいのある方を現に扶養する保護者(保護者とは、父母、配偶者、兄弟、祖父母、その他の親族など)で、次の全ての要件を満たしている者

- ①京都府内(京都市を除く)に住所があること。
- ②加入時の年齢が65歳未満であること。(毎年4月1日現在の年齢)
- ③現在、特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

●年金の支給額(加入者が死亡または重度障がいと認められた場合)

- ・1口加入者…月額2万円
- ・2口加入者…月額4万円

●掛け金 掛け金月額は、加入した時の年齢により異なります。障がい者1人につき、2口まで加入することができます。

●手続き ①加入等申込書、②住民票の写し(保護者および障がいのある方の分)、③申込書(被保険者)告知書(保護者の健康状態を告知する書類)、④心身障がい者の障がい種類・程度を証明する書類(身体障害者手帳・療育手帳および年金証書等年金管理者指定届出書)が必要となります。

●注意 平成20年度(4月)から、月々お支払いいただく掛け金が、現行の金額より高くなります。今年度(3月まで)に新規で加入される方と、4月以降加入される方では掛け金が大きく変わりますので、加入を検討中の方はお早めに申請してください。なお、進達の関係上、今年度分は2月29日(金)までの受付になりますので、ご注意ください。

詳細については、下記へお問い合わせください。申請を行う前に、ご相談いただくことをお勧めします。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

「在宅重度身体障害者介護者激励金」を支給します

重度身体障がい者を在宅で介護されている方を対象に、その介護従事者の精神的な負担の軽減を図ることを目的に、「在宅重度身体障害者介護者激励金」を支給します。

- 対象者 在宅の重度身体障がいにより寝たきりの状態が6ヵ月以上継続している20歳以上65歳未満の者を介護している者
※民生委員の確認が必要です。
- 支給要件 基準日(2月1日)現在に、市内に在住する対象者
※ただし、重度の身体障がい者が施設に入所しているとき、または病院などに3ヵ月を超えて入院しているとき、基準日前6ヵ月以内に市外から転入してきたときを除きます。
- 助成金額 年額6万円
- 申請方法 3月19日(水)午後5時15分(厳守)までに、社会福祉課障害者福祉係または各支所健康福祉課に備え付けの申請書で提出してください。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

「未成年心身障害者年金」を支給します

未成年心身障がい者の健全な成長と福祉の増進を図り、障がいのある方の精神的な負担の軽減を図ることを目的に、「未成年心身障害者年金」を支給します。

- 対象者 【住居】
平成19年4月1日現在において市内に3年以上居住している者
【年齢】
平成19年4月1日現在20歳未満で以下のいずれかに該当する者
【障がいの範囲】
身体障害者手帳1～2級所持者か療育手帳所持者、または日常生活を著しく制限されているか、介護の必要がある者で市長が認定した者
- 助成金額 年額2万円
- 申請方法 3月19日(水)午後5時15分(厳守)までに、社会福祉課障害者福祉係または各支所健康福祉課に備え付けの申請書で提出してください。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

障害者自立支援医療特別対策事業制度のご案内

市内にお住まいで、身体障害者手帳3級をお持ちの方のうち、以下の対象となる方が受けられた特定の医療については、医療費の給付が受けられます。

対象者	対象医療
呼吸器の機能障害で、身体障害者手帳3級所持者	在宅酸素療法
ぼうこうまたは直腸の機能障害で、身体障害者手帳3級所持者	ぼうこうまたは直腸の機能障害となった原因疾患およびストマ周辺の感染防止などの治療

原則、医療費の1割負担で、所得に応じた毎月の上限額までの自己負担が必要です。

- 必要書類 ・障害者自立支援医療特別対策事業医療支給認定申請書
・同意書 ・健康保険証のコピー
・医師意見書 ・印鑑
・障害年金を受けられている場合は、年金証書など
- 申請用紙は下記の窓口にあります。詳しいことについては、ご相談ください。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。

八木・美山図書室蔵書点検に伴う休館のお知らせ

八木図書室・美山図書室は、蔵書点検に伴い、下記の期間休館します。
ご不便をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 対象施設 八木図書室、美山図書室（中央図書館、日吉図書室は通常通り開館）
- 期 間 2月12日（火）～16日（土）
※期間中、八木・美山図書室では、返却のみ取り扱います。

◇問合せ先 南丹市立図書館 TEL 中央 68-0080 八木 68-0027
日吉 68-0036 美山 68-0046

市立図書館主催「文化講演会」のお知らせ

「なぜ勉強するのですか？夜間中学の生徒たち」と題して、現在も全国に35校ある夜間中学にスポットを当て、人はなぜ学び続けるのかを共に考えてみませんか。

- 日 時 2月16日（土）午後1時30～4時30分
- 場 所 南丹市園部公民館 大ホール
- 内 容 〈第1部〉ドキュメンタリー映画『こんばんは』上映（92分）
〈第2部〉講演会『洛友中学校二部学級での取組』
講師 京都市立洛友中学校 教頭 小林 民和 氏
二部学級二年 姜 徳順 氏
二部学級学生ボランティア 山根 実紀 氏
- 対 象 者 南丹市在住および通勤・通学者を優先（定員500人）
- そ の 他 入場には整理券が必要ですので、最寄りの図書館に事前にお問い合わせください。

◇問合せ先 南丹市立図書館 TEL 中央 68-0080 八木 68-0027
日吉 68-0036 美山 68-0046

「京都一斉ライト・ダウン」にご参加ください！！

京都府では、京都議定書の発効日である2月16日を「京都地球環境の日」と定め、さまざまな「脱温暖化行動キャンペーン」を展開しています。その一つとして、夜間の消費電力削減のため、照明などの消灯を行う「京都一斉ライト・ダウン」を実施します。地球温暖化防止のために、奮ってご参加ください。

- 日 時 2月15日（金）午後7時～9時頃まで
- 内 容 家庭や店舗の屋内照明、屋外広告、イルミネーションなどの消灯

◇問合せ先 京都府企画環境部地球温暖化対策プロジェクト
TEL (075) 414-4830
ホームページ URL <http://www.datsuondanka.org/>

第2回「町家工芸市」開催のご案内

NPO法人「京都匠塾」では、園部町本町にある町家工房「息吹」で、京都伝統工芸大学の卒業生ら若手職人が創作した工芸品の展示・販売を行います。

日本の伝統と技術を受け継ぎ、守り育てていく若き匠（たくみ）たちの作品をご覧いただき、ぜひ伝統文化の魅力を感じてください。

工房の見学もしていただけますので、お問い合わせで気軽にお越しください。

- 開催日時 2月17日（日）午前11時～午後4時
- 場 所 町家工房「息吹」（園部町本町28番地）
- 内 容 木工芸、竹工芸、陶芸作品などの展示・販売

◇問合せ先 NPO法人「京都匠塾」 TEL (0771) 68-1731

丹波自然運動公園「パターゴルフ大会」のお知らせ

- 日 時 3月9日（日）午前9時～12時
- 場 所 丹波自然運動公園 パターゴルフ場
- 対 象 者 小学生以上の方 ●定員 50人
- 内 容 小中学生の部・高校生の部に分け、18ホールにより実施
※パター、ボールは無料で貸し出します。
- 参 加 料 大人500円、子ども300円
- 表 彰 各部の1位・2位・3位およびホールインワン賞
- 申し込み 2月20日（水）～3月3日（月）に、住所・氏名・年齢・電話番号・FAX番号を明記の上、はがき、FAX、Eメールで下記へお申し込みください。

◇申込・問合せ先 京都府立丹波自然運動公園 パターゴルフ大会係
〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根
TEL (0771) 82-0560 FAX (0771) 82-0480
Eメール k.yoshida@kyoto-tanbapark.or.jp

「生涯学習フェスタ・文化協会発表会」開催案内

平成19年度南丹市美山町生涯学習フェスタ・文化協会発表会を下記の内容により開催します。皆さまお誘い合わせの上、ご来場ください。

- 開催日時 3月2日（日）午後1時～
- 開催場所 南丹市美山文化ホール ホールおよびギャラリー
- 内 容 〈第1部〉生涯学習フェスタ（講演会）
講師：宝積玄承（臨済宗妙心寺派東光寺住職）
演題：「今日を充実して生きるため
～あ・す・お・も・う 五つの言葉」
〈第2部〉文化協会発表会
舞台発表（7サークル）／展示（17サークル）予定

◇問合せ先 社会教育課 美山担当 TEL 68-0044

「創業・経営革新 無料個別相談」のご案内

創業や経営革新についてならどんなことでも構いません。お気軽にご利用ください。

- 日 時 2月19日（火）午前10時～午後4時
- 場 所 ガレリアかめおか クラブ室
- 相 談 員 中小企業診断士 松野修典氏 ●相談料 無料
- 申込方法 2月15日（金）までに、電話またはFAXで「氏名、住所、電話番号」をご連絡の上、下記へお申し込みください。
※申し込みに関する個人情報、本相談会の実施・運営のために利用するほか、主催団体に係る各種情報提供の目的のみに使用します。

◇申込・問合せ先 南丹地域ビジネスサポートセンター（八木町商工会）
TEL (0771) 42-5380 FAX (0771) 42-5734

猫の手貸します「中小企業の生き残り戦略」講演会

中小企業の倒産は急増、特に零細事業者の数が増加し、負債1億円未満の中小企業が60%を占めています。原油や素材などの原材料高による経営の圧迫、また、建築確認を厳しくした改正建築基準法が昨年6月に施行され、受注の減少で経営が行き詰まる建設業者が増加しています。資金繰りが悪化してくると、経営者は本業の再生より「資金調達」と「資金繰り」自体が目的となってしまう、悪循環から抜け出せなくなります。

この2時間の講演では、倒産回避の奥の手を紹介します。ぜひ、危機意識の向上と解決のヒントをつかんでください。

- 日 時 2月27日（水）午後2時～4時
- 場 所 ガレリアかめおか 2階研修室
- 講 師 吉田 猫次郎 氏（事業再生コンサルタント）
（株）吉田猫次郎経済再生研究所 代表取締役
講師略歴：1968年生まれ。中央大学経済学部国際経済学科卒業後、大手商社に就職するも、実家の多額の連帯保証債務を背負い、29歳の時に退職。以後、家業を継ぎ、商工ローン、不渡り危機と戦いながら自力再生を果たす。
- 受講定員 40人（定員になり次第締め切り） ●受講料 無料
- 申込方法 2月20日（水）までにFAXで「事業所名、住所、電話番号」を記入の上、下記へお申し込みください。

◇申込・問合せ先 南丹地域ビジネスサポートセンター（八木町商工会）
TEL (0771) 42-5380 FAX (0771) 42-5734

氷室の郷「5色のひし餅作り講習会」のお知らせ

桃の節句“ひな祭り”のひな壇に飾る5色のひしもちを作りましょう！ひしもちの5色の意味は、茶色は土、緑は葉、赤・黄・白は花に例え、植物の成長に合わせて、子どもの成長を願います。

- 日 時 1日目：3月1日（土）午後1時30分～3時30分
内容：粉をこね、蒸し、ついて、のばす作業
2日目：3月2日（日）午後1時30分～3時30分
内容：ひし型に切って組み合わせる作業
※2日間の講習となります。（1日でも可）
- 場 所 南丹市八木農村環境公園『氷室の郷』体験室（八木町氷所赤見21-1）
- 定 員 10人（定員になり次第締め切り） ●持ち物 エプロン・三角巾
- 参 加 費 1,000円（5色ひしもち1組持ち帰り）
※旧節句（4月3日）に向けて、5色ひしもち（1組800円）の予約注文をお受けします。

◇申込・問合せ先 南丹市八木農村環境公園『氷室の郷』（月曜定休日）
TEL (0771) 43-1128 FAX (0771) 43-2109

お知らせ なんたん



第50号(2の2)平成20年2月8日発行

住基カードが即日交付できるようになりました

市役所本庁の市民課において、官公署が発行した運転免許証などの写真つき書類を提示され本人確認ができた場合に限り、住民基本台帳カードを申請時に即日交付できるようになりました。

ただし、申請されるときに、本人と確認できる顔写真付きの証明書をお持ちでない場合や、支所の健康福祉課で申請される場合は、後日市役所から発送する照会文書などをお持ちいただいたときに交付します。なお、即日交付には時間がかかりますので、ご了承ください。

◇問合せ先 市民課 TEL 68-0005

市営住宅入居者を募集します

- 募集する住宅 ・園部向河原団地(特公賃住宅) 3LDK 6戸
- ・園部向河原団地(特公賃住宅) 1DK 4戸
- ・美山中団地(特公賃住宅) 2LDK 2戸

●入居資格の主なもの

- (1) 現に同居し、または同居しようとする親族がある方。
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定められた基準収入であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。
- (4) 市町村税などを滞納していない方であること。
- (5) 南丹市内に居住し、独立の生活を営み、申込者と同程度またはそれ以上の収入を有する連帯保証人が2人あること。

●申込方法 住宅入居申込書と添付書類(入居予定者全員の住民票、所得を証明する書類、市税等納付証明願など)を提出してください。

※申込書などの様式は、住宅課および各支所産業建設課にあります。

●受付場所 住宅課(各支所産業建設課でも提出は可能です)

●受付期間 2月15日(金)～22日(金) ※土・日曜日を除く

午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

●入居選考方法 入居資格を有する者の内から、「南丹市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」などに基つき選考します。

●選考決定 平成20年3月上旬(予定)

●入居時期 平成20年4月上旬以降(予定)

◇問合せ先 住宅課 TEL 68-0062

軽自動車の廃車や名義変更などの手続きはお早めに

軽自動車・バイク・農耕用トラクター・コンバインなどで、廃車したものや人に譲ったもののうち、手続きが済んでいないものはありませんか？

軽自動車税(バイク・農耕用トラクター・コンバインを含む)は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や名義変更などの手続きをまだ済ませていない方は、早急にお済ませください。また、車種によって手続きをする場所がそれぞれ異なりますので、分かりにくい点は次のところへお尋ねください。

車種	問合せ先
・125cc以下のバイク ・ミニカー ・小型特殊自動車(トラクター・コンバインなど)	市役所 税務課 市民税係 TEL 68-0004
・125ccを超え、250cc以下のバイク	廃車するとき 軽自動車協会 京都事務取扱所 TEL (075) 691-6516
	廃車以外するとき 近畿運輸局 京都運輸支局 TEL 050-5540-2061
・250ccを超えるバイク	
・軽三輪車、軽四輪車	軽自動車検査協会 京都事務所 TEL (075) 671-0928

※125cc以下のバイク、小型特殊自動車(農耕用トラクター・コンバインなど)の廃車手続きをされる場合は、ナンバープレート、印鑑を持参の上、市役所税務課または各支所地域総務課窓口へお越しください。

※トラクター・コンバインなどの農耕用小型特殊車両の登録漏れはありませんか？再度ご確認をお願いします。

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL 68-0004 FAX 63-0653
Eメール zeimu@city.nantan.kyoto.jp